

ESG リース促進事業優良取組認定制度 ロゴマーク使用規程

2022年10月13日
一般社団法人環境金融支援機構

一般社団法人環境金融支援機構(以下、「本機構」という。)は、ESG リース促進事業優良取組認定制度ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の適正な使用を図るため、ESG リース促進事業優良取組認定制度ロゴマーク使用規程(以下、「本規程」という。)を、ESG リース促進事業実施要領(交付規程)(以下、「実施要領(交付規程)」という。)に基づき定める。

1. 総則

1) 目的

本規程は、環境省より、ロゴマークの使用許可を受けた指定リース事業者(以下、「使用事業者」という。)が、ロゴマークの使用するにあたり必要な事項を定める。

2) ロゴマークの使用

使用事業者は、ロゴマークを本規程に基づき使用することができる。

3) ロゴマークの使用方法

ロゴマークの使用を希望する者は、別に定める「ESG リース促進事業 優良取組認定制度ロゴマーク 使用細則」(以下、「使用細則」という。)に従い、ロゴマークの使用にあたり、別に定める使用細則を遵守しなければならない。

2. 使用事業者のロゴマークの使用

1) ロゴマークの使用期間

使用事業者のロゴマークの使用期間は、本機構が許可する使用期間開始から3年間とする。その後、更新審査を受審し、使用の許可が更新されない場合は、継続してロゴマークを使用することはできない。

また、ESG リース促進事業が終了する場合は、その使用は中止とする。

2) ロゴマークの使用条件

使用事業者は、ロゴマークの使用にあたって、以下の条件を遵守しなければならない。

- ①使用事業者は、ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- ②ロゴマーク使用について、使用事業者の社内外に発表、あるいは掲示を行う場合には、使用目的に誤解が生じないように配慮しなければならない。
- ③ロゴマークは、使用細則の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、ホームページ、レターヘッド、社員の名刺に表示することができる。

3. ロゴマーク使用状況等の調査

本機構は、使用事業者に対して、ロゴマークの使用状況等について報告を求め、または、必要な調査を行うことができる。

4. ロゴマークの不正使用等への対応

- ①本機構は、ロゴマークが使用事業者により本規程及び使用細則に違反し、または不正に使用された場合には、使用事業者の使用取り消しの他、必要な法的措置をとることができる。
- ②ロゴマークの使用事業者は、関係法規を遵守するとともに、ロゴマークの機能を損なうことがないように努めるものとする。
- ③使用事業者は、第三者がロゴマークの機能を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに本機構に通知するものとする。
- ④使用事業者は、第三者がロゴマーク商標を付した商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負い、本機構に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

5. 規程の改廃

この規定の改廃は、本機構理事会の議決による。

附 則 この規定は、令和4年10月13日から施行する。